



＜PROFILE＞ 平井繁利（ひらい しげとし）

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

＜現在＞ 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

軽井沢バス転落事故——労働基準法違反で強制捜査

先月軽井沢で起きたスキーバスの転落事故で、バス会社が労働基準法違反で厚生労働省の強制捜査を受け、書類送検されると聞きました。私も、小さいですが会社を経営しており、従業員も数名いますので他人事ではありません。残業も、特定の従業員ですが多い月には50時間程あります。ちなみに新聞記事でみた労使協定はこれまで締結したことはありませんが、今回の事件は大きな会社や旅客や貨物を運送する運輸業者だけのお話なのでしょうか？

違います。今回問題となった労使協定は、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」といい、労働基準法の三十六条に規定されていることから、一般的にはサブロク協定（36協定）と呼ばれているものです。この労使協定は、規模の大きさや業種を問わず（農業や畜産など労働時間等に関する規定の適用除外を除き）残業をさせる必要のある事業場では、締結し労働基準監督署に届け出ることが求められていますので、労働者が1名でも在籍している御社は、届け出義務があり未届けであれば労働基準法違反となります。なお、御社は1ヶ月45時間の限度時間を超える労働者がいるとのことですので、「特別条項付き36協定」を結ぶ必要があります。

ワンポイント・アドバイス

この事故では15人の尊い命が亡くなりました。亡くなった乗客の全員が大学生であり、多くの将来ある若い命が失われたとして、正月明けから大きなニュースとなりました。原因は、価格競争による労働環境の悪化や採用難による運転手の高齢化、従業員の健康管理の不在等など様々なことがあげられていますが、ここでは時間外労働に関する労使協定を結ばずに残業させると、強制捜査されたり送検されることが何故あるのかについて見てみましょう。

労働時間については、労働基準法で規定されており、特例として認められている事業場以外の法定労働時間は週40時間です。労働基準法では、「1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて労働させてはならない。」（三十二条）としており、この労働時間を超えて労働をさせる場合には三十六条で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができるとしています。つまり、週40時間を超えて労働させた場合には、本来は厳しい罰則（六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金）が科されることが規定されていますが、労使協定（サブロク協定）を締結届出することにより、罰を免ぜられる規定となっています。こうしたことから、三十六

条は免罰規定（処罰されないための手続き）となっています。

労働基準監督官は、この法律（労働基準法）違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う（第102条）との規定があり、その権限は司法警察権と呼ばれ、その内実は捜査権と逮捕権であり強力な権限となっています。監督官は、こうした強制捜査・逮捕する権限や送検する権限を持っていますが、労働基準法違反があったら、すぐ捜査といった司法警察権を行使することはなく、まずは正告や指導などの行政指導があるのが一般的です。今回、強制捜査となったのは、悪質との判断が当局にあったものと思われます。

労働基準法

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定を、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十一条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。（以下省略）